

## ( 入 札 説 明 書 )

この入札説明書は、令和元年（2019年）5月10日に公告した制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

ニセコ町長 片山 健也

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 ニセコ町役場新庁舎建設工事（電気設備工事）
- (2) 工事場所 北海道ニセコ町字富士見55番地ほか5筆
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年（2021年）2月28日までとし、令和元年（2019年）12月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間は、自主施工期間とする。
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。
  - ア 電気設備工事一式
  - イ 敷地面積：2,840.07㎡、建築面積：1,696.43㎡、延べ面積：3,329.91㎡
  - ウ 構造：RC造（鉄筋コンクリート）
  - エ 階数：地上3階、地下1階
- (5) 本工事は、制限付一般競争入札参加申請書提出の際にニセコ町建設工事総合評価落札方式要綱の規定に基づく技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価方式の工事である。
- (6) 本工事は、地元経済の循環を目的に、下請負人の選定や資材等の調達については、ニセコ町内事業者を積極的に活用すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつては、

(1)の要件を、特定建設工事共同企業体にあつては(2)の要件をすべて満たしていること。

#### (1) 単体企業の要件

- ア 発注工事の対応する令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）における競争入札に必要な資格等（ニセコ町指名競争入札参加資格基準）に規定する電気工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、ニセコ町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ ニセコ町の競争入札参加排除基準の規定によるニセコ町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、電気設備工事は900点以上であること。（ただし、ニセコ町内に会社又は主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入）を客観的評定点に加点する）
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後のニセコ町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- キ 過去15年間以内に官公庁が発注した2,000万円以上の工事（類似工事）を元請けで施工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に選任できること。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 建築主体工事は、一級電気工事施工管理技士が在籍していること。なお、在籍とは、入札参加資格審査申請書等の提出日から3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の主な要件

- ア 発注工事の対応する令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）における競争入札に必要な資格等（ニセコ町指名競争入札参加資格基準）に規定する電気工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札執行の日までの間に、ニセコ町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ ニセコ町の競争入札参加排除基準の規定によりニセコ町発注工事等から入札参加を除外されていないもの。
- エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、電気設備工事の代表者は900点以上、その他の構成員は600点以上とすること。（ただし、ニセコ町内に会社又は主たる営業所を有する者について、その者の客観的評定点に100分の7を乗じて得た点数（小数点以下は四捨五入）を客観的評定点に加点する）
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後のニセコ町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 構成員のうち1社以上が後志総合振興局管内に、会社又は主たる営業所を有すること。
- キ 共同企業体の代表者は、過去15年間以内に官公庁が発注した2,000万円以上の工事（類似工事）を元請けで施工し実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 構成員の数は、5社以内とする。
- サ 各構成員の出資比率は、①2社の場合30%以上②3社の場合20%以上③4社の場合15%④5社の場合10%とする。
- シ 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件をすべて満たしていること。
  - (7) (2)のエの評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
- ス 電気設備工事の代表者は、一級電気工事施工管理技士が在籍していること。なお、在籍とは、入札参加資格審査申請書等の提出日から3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- (イ) 人的関係
  - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。
    - a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
    - b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されるとみとめられる場合
  - 上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ソ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

### 3 入札の参加資格審査申請

#### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 配置予定技術者調書（第7号様式）

- (ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

- (イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

- a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

- b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

- (ウ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあっては、(ア)に準じて申請しなければならない。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（第5号様式）及び特定建設工事共同企業体協定書（第5-1号様式）

エ 特定関係調書（別記第4号様式）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

オ 経営規模等評価結果通知書・総合評価書（共同企業体による申請の場合は、全構成員分）

カ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

#### (2) 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 企業の施工能力	<p>① 北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の過去8年間（平成23年1月1日～平成30年12月31日）の工事施行成績評価基準点（<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/H31hyouteitenkouhyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/H31hyouteitenkouhyou.htm</a>）にて公開している点数）</p> <p>② ISOマネジメントシステムの取得の有無</p> <p>③ 記載様式は第6号様式とする。</p>
(2) 配置予定技術者の能力	<p>① 現場代理人及び主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、配置予定技術者の変更については、3の(1)のイによる。</p> <p>② 主任（監理）技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者とする。ここで、資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年2月28日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者</li> <li>・平成25年2月28日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成25年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</li> </ul> <p>③ 記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名：氏名を記入する。</li> <li>・資格：保有資格を記入する。（複数ある場合、複数記入）</li> <li>・工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・発注機関名：具体的に記入する。</li> <li>・施工場所：具体的に記入する。</li> <li>・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入（切り捨て）</li> <li>・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入</li> <li>・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。</li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。</li> <li>・監理技術者資格証については、裏面の写しも提出すること。</li> </ul> <p>⑤ 記載様式は第7号様式とする。</p>

(3) 地域精通度	<p>① 当該工事箇所の最寄りの（本・支店）営業所名</p> <p>② 当該工事箇所と同じ地域でのニセコ町発注工事の施工実績として、地域精通度に関する調書を提出すること。 記入要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去15年間以内に官公庁が発注したニセコ町内の施工実績（工事が完成し、引渡済みのものに限る。）の内、最大の規模の工事1件について記載すること。</li> <li>・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。</li> <li>・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写しを添付すること。</li> </ul> <p>③ ボランティア活動の証明 ボランティア活動を証明するものとして、活動内容のわかる資料を添付すること。</p> <p>④ 企業における従業員数の割合を記載すること。</p> <p>⑤ 従業員数は、3ヶ月以上の雇用形態にある者又は季節労働者は6ヶ月以上の雇用契約をしている者に限る。なお、本工事のために臨時的に雇用を予定しているものは除く。</p> <p>⑥ 記載様式は第8号様式～第10号様式</p>
(4) 労働福祉	<p>① 加入状況証明書</p> <p>② 記載様式は第10号様式とする。</p>

※ 必要なもの以外は削除すること

(3) 提出期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から令和元年（2019年）5月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係  
電話番号0136-44-2121

(5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。  
なお、技術提案は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(6) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

- a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
- b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

#### 4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年（2019年）6月4日（火）までに書面により通知する。

#### 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和元年（2019年）6月10日（月）までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 6 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(2)の落札者決定基準により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 2に規定する要件を満たしている者には、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、技術評点として最大16点の加算点を付与する。

ウ 総合評価はア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した数値を用いて行う。

(3) 評価項目

ア 企業の施工能力に関する事項

イ 配置予定技術者に関する事項

ウ 地域精通度に関する事項

エ 労働福祉に関する事項

#### 7 契約条項を示す場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係

電話番号0136-44-2121

#### 8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町役場 2階 第2会議室（送付による入札は認めない。）

(2) 入札日時

令和元年（2019年）6月10日（月） 13時30分

(3) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間にニセコ町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、ニセコ町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 貸出期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から令和元年（2019年）5月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 貸出場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
ニセコ町役場建設課庁舎整備係

ウ 貸出方法

「設計図書等の貸出し申請書」を提出し、設計図書等（CD-R）の貸出しを受けるものとし、本件に関する入札及び契約以外の目的での設計図書等の使用を禁止する。

（複写保存した設計図書等のデータは、入札時をもって一式消去すること）

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は電子メールにより提出すること。（建設課庁舎整備係：電子メールアドレス：Shinchousha@town.niseko.lg.jp）

ア 受付期間

令和元年（2019年）5月13日（月）から令和元年（2019年）5月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
北海道ニセコ町役場建設課庁舎整備係

- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和元年（2019年）5月24日（金）から令和元年（2019年）5月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
ニセコ町役場建設課庁舎整備係

14 支払条件

(1) 前金払

各会計年度ごとにそれぞれの出来形部分等予定額の4割に相当する額以内を限度とする。なお、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。

(2) 部分払

各会計年度において部分払できる回数は、令和元年度（2019年度）2回、令和2年度（2020年度）2回までとする。

ただし、軽微な設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

(3) 支払限度額等

総工事費に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の各会計年度ごとの割合は、次のとおり予定している。

ア 支払限度額は、令和元年度（2019年度）15%、令和2年度（2020年度）85%とする。

イ 出来形部分等予定額の割合は、令和元年度（2019年度）15%、令和2年度（2020年度）85%とする。

15 契約書作成の要否

必要とする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定するニセコ町議会の議決を要する工事であるので、落札者を決定した場合は仮契約書を締結し、ニセコ町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

16 予定価格等

(1) 予定価格は事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準を設定している。

(3) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地  
ニセコ町役場建設課庁舎整備係

(2) 決定理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。



## 18 ペナルティ

落札者の責により、技術提案のうち配置技術者について履行できない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金（千円止め）

$$= (\text{契約金額 (税抜)} \div \text{標準値} + \text{加算点}) \times (\text{配置技術者の加算点})$$

## 19 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得（総合評価方式）を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用する場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書をニセコ町に提出し、ニセコ町が適当と認めるときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。  
なお、承諾依頼に当たっては、ニセコ町が指定する様式により依頼すること。
- (5) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び公正取引委員会への通報を行うことがあります。  
また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。
- (6) その他入札に関し不明な点は、ニセコ町役場建設課庁舎整備係（電話番号0136-44-2121）に照会すること。

---

### 【入札説明書別記】

#### 「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

##### 2の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た電気工事です。

##### 2の(1)のク、2の(2)のク

電気工事の場合

(ア) 国家資格を有する主任技術者とは、一級電気工事施工管理技士の資格を有する者です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、二級電気工事施工管理技士を主任技術者とすることができます。

(イ) 監理技術者は、(ア)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

##### 2の(1)のサ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社アトリエブंकです。

##### 2の(2)のセ

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社アトリエブंकです。

---